





**お体を大切に！**

健康診断をうけました



## —成人病検診の— — お知らせ —

◎賃料の換算

▽実施期間 年間を通して実施しています。

△申込方法 保険医または各出張所に係えつけの「申込書」に所要事項を記入のうえ臨床検査センター宛て郵送してください。折り返し検診日をお知らせします。

◎2531

昭和53年6月1日現在で  
○国民年金法による老齢年金、  
金、障害福祉年金、母子、  
子福祉年金受給者  
○児童扶養手当法、特別障  
害手当法による手当受給者

◆池袋保健所実施分  
受付時間 午後2時～3時30分

調査事項を記入して、必ず「返信  
ください。」

受けられる方など。  
支給額  
支給対象者一人につき6千円  
す。  
ただし、6千円未満の特別減  
を受けた場合は、その分だけ差  
かれます。

は必ず8月31日までに区役所へ  
の児童課、福祉課の窓口までお  
へだなさい。

発熱、腹痛  
どをおこしたとき…  
療テレホンセンター  
32-5183へ  
時間  
午前9時～午後5時

新しい人生の門出に  
区立豊島振興会館結婚式場  
豊島公会堂となり (981)1009  
由込みは6ヶ月前から多付けています

老人健康診查

建康

お問い合わせは…  
池袋保健所 987-4171  
長崎保健所 957-1191

△放送機器 滋賀県議会議場上（大正 3 年 3 月 31 日以前生）の区間の月

△実施期間 3 月 31 日まで

△実施医療機関 豊島区内の指定病院 医療機関（受診券と医療機関一覧表をお送りします）

△申込方法 対象者全員に受診券をお送りします。（ねたまりで訪問検査を希望される方は保険請求へお申込みください。）

□住民健康診断  
つかれやすい。汗がする。耳  
切れがする。耳なりがする。こんな  
な症状の方はいませんか?  
保健所では、豊島区医師会のい  
協力により、成人病（循環器系）  
および結核予防のため、いの町

△対象者 豊島区民で満30歳以上  
の婦人の方

△実施期間 9月1日～10月20日

△実施場所 豊島区医師会所  
風の産婦人科病院（申込者の  
診療機関一覧表をお渡ししま  
す）

△申込方法 はがきが直接に保健  
所へお申込みください。  
(住所・氏名・生年月日・電話  
番号などお知らせください)

△実施機関 健康X線検査、血圧  
測定、尿検査

△費用 無料

△受診登録場所 接種会場におい  
てください。

△お問い合わせ 各保健所薬務課  
※保健所以外の場合では、スクリ  
ーニングの上記を用意ください

8月23日(水)	真和中学校(西口5-24-12)
8月29日(火)	大成小学校(長崎6-16-1)
8月30日(水)	千川中学校(高松1-16)
8月31日(木)	富士見台小学校(南長崎1-10-5)
9月8日(金)	千川小学校(要町3-39)
9月11日(月)	椎名町小学校(南長崎4-30-5)
9月13日(水)	高松小学校(高松2-35)
9月18日(月)	平和小学校(千早町2-12)
9月20日(水)	魔島建設独身寮(南長崎6-3-8)
9月27日(水)	豊島カトリック教会(長崎1-28-22)
9月29日(金)	長崎保健所(長崎3-6-24)

## 戦傷病者ならびに 戦没者遺族の皆さん

①戦没者の父祖等に対する特別給付金の再延長

日華事変（昭12・7・7）以降の戦争で、すべての子または歿後に残された子を戦死等（公務死）により失われた父母およびこれらの父母と同様の立場にある孫を含むわれた祖父母に対して、第三回目の特別給付金（額度60万円5年償還期間）が支給されます。

対象者は、昭和48年5月1日発行の第五回特別給付金領取債券（い号30万円）の受給者で、本年4月1日に公務扶助料、遺族年金またに日向の自然血縁と同じくする自然血縁である子も含むいない方。

②遺族優遇法の準軍族の範囲の拡大

瀬戸開拓青年団員のせはれは、現在、昭和14年12月23日は公務死亡を後援の対象としているのを、昭和12年11月30日は陸上自衛官年長民も対象となります。

瀬戸開拓青年団員のせはれは、現在、昭和14年12月23日は公務死亡を後援の対象としているのを、昭和12年11月30日は陸上自衛官年長民も対象となります。

③被爆傷害者特別援助法の範囲の拡大

瀬戸開拓青年団員について、前記の遺族優遇法と同じ期間の改正がなされる

年金証書と一緒に、同封される返信用封筒で返送されるか、

福社年金を受けている方は、毎年一回、国民年金課は、福社年金所得状況届を提出するといつてこます。 福社年金所得状況届は、8月上旬にお送りしてありますので、8月期の福社年金を受けた後、国民年金課へお送りください。

提  
月  
れ  
り  
6  
國民年金について、知りた  
とがありまししたら、毎月賃金  
区役所年金課前で行っている現  
年金相談をご利用ください。  
【お詫び】8月1日発行の「  
＊国民年金だより」の3頁中、  
該科は月額2730円 53年4月  
りを54年4月よりと訂正しま

## ●受水権譲権のお知らせ

一臨時生活福祉給付金が支給されます

支給場所  
時 8月22日から23日  
午前10時～12時 午後1時～

